

武雄市モビリティ人材育成事業 業務委託仕様書（案）

1. 名称

武雄市モビリティ人材育成事業

2. 目的

武雄市及び近隣の嬉野市・大町町では、タクシー・バスの運転手不足、生活交通の確保が困難である等の共通する課題があり、持続可能な地域交通の在り方の検討が求められている。また、九州新幹線西九州ルート of 暫定開業に伴う国内外の観光客の交通手段確保等、地域の変化に応じた地域交通体系の見直しも必要である。

本事業では、3自治体共同で事業を実施し、地域住民、交通事業者、福祉事業者など公共交通に関連する様々な立場の方々を対象として地域交通をコーディネートできる人材を育成することで、地域住民・事業者・自治体が一体となり交通課題の解決に取り組める基盤を形成することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで。

4. 業務内容

（1）セミナー、ワークショップの企画・運営

①地域住民、交通事業者や福祉事業者などが主体となり、持続可能な地域交通の在り方を考える機運を醸成するプログラムの提案及び構成の企画、運営を行う。

②プログラム内容は、受講者が興味に応じて選べる2つの形式（セミナー、ワークショップ）を設定し、かつ段階的に学んでいけるよう設計する。開催形式は対面とし、オンラインでの受講も可能とする。

③セミナーは2回、ワークショップは3回開催し、内容、開催日時・場所などについては、武雄市と協議の上、決定する。

（2つの形式の構成例）

コンテンツ	定員	受講時間(目安)	到達目標
セミナー	60名 ※1	1.5時間×2回 ※2	必要な知識や手法を身に付ける
ワークショップ	20名	1.5時間×3回	地域課題や地域の枠を超えた新たな取り組みについて協議 ワークショップで立案した交通政策案を発表する

※1 「定員」の60名は、対面参加/オンライン参加の合計とする。

※2 欠席者や復習用に当日の講義を撮影・編集し、オンデマンドでも提供する。

(ア) 上記2つのコンテンツはあくまで例示であり、内容の選定に当たっては、地域公共交通の在り方についてコーディネートできる人材の育成に繋がるかという視点に立って企画し、またその根拠を示すこと。

(イ) それぞれのコンテンツについて、実施内容を簡潔に示すこと。

(ウ) 受講者に金銭的負担が生じないように、業務体験に必要なソフトウェアは基本的にフリーソフトや一定期間無償利用が可能なソフトウェアを用いてできるよう留意すること。

(2) プログラムの制作・実施

①講師及びビファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、動画の撮影・配信（オンデマンド・ライブ）、及び必要なスタッフの手配等を実施する。

②講師を依頼する際は、本業務の趣旨を踏まえ選定し、事前に武雄市と協議をした上で確定する。

(3) 事務局・受講者サポート体制の構築・運営

より多くの対象者がプログラムを受講し、交通課題の解決への認識を深めることができるよう、手厚い受講者のサポート体制を整えること。なお、それぞれの役割分担を明確にすること。

①事務局

事務局は、受託者の事業所内に設置し、スタッフを配置すること。

②質問・サポート窓口

サポート方法は、メール、電話等の手段で実施し、つながりにくいといった事がないよう適切な対応時間を設け、適切な人数で運営すること。

(4) 広報の企画・提案・実施

セミナーの受講者にはより多くワークショップにまで参加してもらえよう、初回受講者を獲得するための効果的な広報を企画・提案・実施する。

例：チラシによる広報

本業務の実施にあたっては、チラシによる広報を実施すること。

実施時期、デザイン、枚数、配布先については、武雄市と協議の上実施すること。

5. 業務実施体制・実施要件等

(1) 業務実施体制

①受託者は、本業務の遂行に必要な人員を配置し、実施体制を整える。

(ア) 実施体制には、業務の運営に加え、連絡、個人情報管理、危機管理等の対応を行うこと。

(イ) 受託者は、本業務を統括し、武雄市との連絡調整・情報共有、業務全体の進捗・課題管理個人情報の管理、危機管理対応を行う業務責任者を設置すること。

(2) 実施要件

① 契約後速やかに、武雄市、受託者によるキックオフミーティングを開催し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担について、武雄市へ提示・説明を行うこと。

② ミーティングの実施調整、進行及び議事録作成は受託者側で実施すること。

③ 業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、武雄市へ随時、報告を行うこと。

6. 成果品

(1) 業務報告書 1部 (A4版、ファイル綴じ)

(2) 電子データ 1部 (CD-R、ワード・エクセル等加工できるデータ及びPDFデータ)

7. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て武雄市に帰属するものであり、武雄市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

8. 委託料業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、武雄市と協議の上、その一部を委託することができる。

9. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、武雄市個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う。

10. その他の事項

(1) 受託者は、本業務の履行にあたり、武雄市及び関係自治体と連携を密にし、十分協議を行うものとする。

(2) 受託者は、本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保し、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負うものとする。

(3) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、武雄市に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。

- (4) 本業務は、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）を活用した事業であることから、補助申請に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。
- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (6) 武雄市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (7) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

1 1. 担当部署

武雄市 まちづくり部 都市政策課 都市計画・交通係
〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
TEL : 0954-27-7162 FAX : 0954-23-7585